

議案第29号

武藏野市手数料徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 武藏野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市手数料徴収条例の一部を改正する条例

武蔵野市手数料徴収条例（平成12年3月武蔵野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前

別表（第2条関係）

番号	事務	名称	金額	
1から11まで（略）				
12	住民基本台帳法 (昭和42年法律 第81号) 第12条 第1項、第12条 の2第1項若し くは第12条の3 第1項若しくは 第2項に規定す る住民票の写し 若しくは住民票 に記載をした事 項に関する証明 書の交付、同法 第12条の4第1 項に規定する住 民票の写しの交 付若しくは除か れた住民票の写 しの交付又は同 法第20条第1項 から第4項まで	住民票 の写し 若しく は住民 票に記 載をし た事項 に関す る証明 書若し くは除 かれた 住民票 の写し 又は戸 籍の附 票若し くは除 かれた 戸籍の 附票の	自動交 付機又 は多機 能端末 機によ る交付 窓口におけ る請求又は申 出に対する交 付及び郵送等 による請求又 は申出に対す る交付（略）	200円

改正後				説明
別表（第2条関係）				
番号	事務	名称	金額	
1から11まで (略)				
12	住民基本台帳法 (昭和42年法律 第81号) 第12条 第1項、第12条 の2 第1項若し くは第12条の3 第1項若しくは 第2項に規定す る住民票の写し 若しくは住民票 に記載をした事 項に関する証明 書の交付、同法 第12条の4 第1 項に規定する住 民票の写しの交 付若しくは除か れた住民票の写 しの交付又は同 法第20条第1項 から第4項まで	住民票 の写し 若しく は住民 票に記 載をし た事項 に関する 証明 書若し くは除 かれた 住民票 の写し 又は戸 籍の附 票若し くは除 かれた 戸籍の 附票の	多機能1通 端末機につ によるき 交付	200円
				窓口における請求又は申出 に対する交付及び郵送等に による請求又は申出に対する 交付 (略)
				字句の削除

	に規定する戸籍の附票の写しの交付若しくは除かれた戸籍の附票の写しの交付	写しの交付手数料	
13及び14 (略)			
15	武藏野市印鑑条例（昭和52年7月武藏野市条例第26号）第17条の規定に基づく印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明書交付手数料	<p><u>自動交</u> 1通 200円 <u>付機又</u> につ <u>は多機</u> き 能端末 機によ る交付</p> <p>窓口における申請に対する 交付 (略)</p>
16から87まで (略)			

	に規定する戸籍 の附票の写しの 交付若しくは除 かれた戸籍の附 票の写しの交付	写しの 交付手 数料		
13及び14 (略)				
15	武藏野市印鑑條 例（昭和52年7 月武藏野市条例 第26号）第17条 の規定に基づく 印鑑登録証明書 の交付	印鑑登 録證明 書交付 手数料	多機能 1通 端末機につ によるき 交付	200円 字句の削除
窓口における申請に対する 交付 (略)				
16から87まで (略)				
87 の 2	<u>建築基準法施行</u> <u>令第137条の12</u> <u>第6項の規定に</u> <u>基づく既存建築</u> <u>物に対する制限</u> <u>の緩和に係る認</u> <u>定の申請に対す</u> <u>る審査</u>	<u>既存建</u> <u>築物の</u> <u>敷地と</u> <u>道路と</u> <u>の関係</u> <u>の制限</u> <u>の緩和</u> <u>に係る</u> <u>認定申</u> <u>請手数</u> <u>料</u>	<u>1件</u> <u>につ</u> <u>き</u>	28,000円 項の追加
87 の 3	<u>建築基準法施行</u> <u>令第137条の12</u> <u>第7項の規定に</u> <u>基づく既存建築</u> <u>物に対する制限</u> <u>の緩和に係る認</u> <u>定の申請に対す</u> <u>る審査</u>	<u>既存建</u> <u>築物の</u> <u>道路内</u> <u>の建築</u> <u>制限の</u> <u>緩和に</u> <u>係る認</u> <u>定申請</u>	<u>1件</u> <u>につ</u> <u>き</u>	28,000円 項の追加

87の2 (略)

88から98まで (略)

99	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> （平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額。この場合において、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令</u> （平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有するときの手数料の額は当該部分を含む非住宅部分（ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）（複合建築物（住宅部分（同項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）と非住宅部分とを含む建築物をいう。）の共用部分について、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が、居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合にあっては、当該共用部分は、非住宅部分として取り扱う。
----	--	----------------------	---

		手数料	
	87の4 (略)		項の繰下げ
	88から98まで (略)		字句の改正
99	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>（平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>建築物 エネルギー消費性能適合性 判定手 数料</p> <p>次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額。</p> <p>この場合において、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令</u>（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有するときの手数料の額は当該部分を含む非住宅部分（<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）（複合建築物（住宅部分（同項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）と非住宅部分とを含む建築物をいう。）の共用部分について、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が、居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合にあっては、当該共用部分は、非住宅部分として取り</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

以下この項、100の項及び104の項において同じ。) の床面積の合計により算定した額とし、特定建築行為(同項に規定する特定建築行為をいう。以下同じ。)に該当する増築又は改築(同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。以下同じ。)を行うときの手数料の額は当該増築又は改築に係る部分の床面積に応じて算出した額とし、同法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されているときの他の建築物(同項に規定する他の建築物をいう。以下100の項から102の項までにおいて同じ。)について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における同法第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行うときの手数料の額は(1)の規定により算出した額とする。

(1)及び(2) (略)

100	<u>建築物のエネルギー消費性能の</u>	建築物 エネルギー	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額。
-----	-----------------------	--------------	------------------------------

			<p>扱う。以下この項、100の項及び104の項において同じ。) の床面積の合計により算定した額とし、特定建築行為（同項に規定する特定建築行為をいう。以下同じ。）に該当する増築又は改築（同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。以下同じ。）を行うときの手数料の額は当該増築又は改築に係る部分の床面積に応じて算出した額とし、同法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されているときの他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下100の項から102の項までにおいて同じ。）について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における同法第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行うときの手数料の額は(1)の規定により算出した額とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>	
100	<u>建築物のエネルギー消費性能の</u>	建築物 エネル	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額。	字句の改正

<u>向上に関する法律</u> 第12条第2項 又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	ギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	この場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有するときの手数料の額は当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算定した額とし、特定建築行為に該当する増築又は改築を行うときの手数料の額は当該増築又は改築に係る部分の床面積に応じて算出した額とし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されているときの当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物について、同法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における同項の建築物エネ
---	--------------------------------------	---

<p><u>向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</u></p>	<p>ギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>この場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有するときの手数料の額は当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算定した額とし、特定建築行為に該当する増築又は改築を行うときの手数料の額は当該増築又は改築に係る部分の床面積に応じて算出した額とし、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されているときの当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物について、同法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における同項の建築</p>
		<p>字句の改正</p>

			<p>ルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行うときの手数料の額は(1)の規定により算出した額とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>
101	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請の申請に対する審査	建築物 エネルギー消費性能向上計画の認定申請 手数料	<p>次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第35条第2項の規定による申出があった場合においては、一の建築物について48の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに33の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料をえた額）の手数料をえた額）。この場合において、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されているときの手数料の額は申請建築</p>

			<p>物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行うときの手数料の額は(1)の規定により算出した額とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>	
101	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査</u>	<u>建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料</u>	<p>次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定による申出</u>があった場合においては、一の建築物について48の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに33の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）。この場合において、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項</u>が記載されているときの手数料の額は申請建</p>	字句の改正 字句の改正 字句の改正

		<p>物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とし、共同住宅の申請のときの手数料の額は誘導仕様基準以外によるときに限り住戸部分の額に共用部分の額を加算した額（ただし、共用部分が存在しないとき又は共用部分を除くときは、当該共用部分の額は加算しない。）とし、誘導仕様基準によるときに限り共用部分の額を加算しない額とする。</p> <p>(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合 ア及びイ (略)</p> <p>(2) (略)</p>
102	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請</u>	<u>建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請</u> <p>次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出があった場合においては、一の</p>

		<p>建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とし、共同住宅の申請のときの手数料の額は誘導仕様基準以外によるときに限り住戸部分の額に共用部分の額を加算した額（ただし、共用部分が存在しないとき又は共用部分を除くときは、当該共用部分の額は加算しない。）とし、誘導仕様基準によるときに限り共用部分の額を加算しない額とする。</p> <p>(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合 ア及びイ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	字句の改正	
102	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請	建築物 エネルギー消費性能 向上計 画の変 更の認 定申請	<p>次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出があった場合においては、一</p>	字句の改正 字句の改正

定の申請に対する審査	手数料	<p>建築物について48の3の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに33の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料をえた額）の手数料をえた額）。この場合において、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されているときの手数料の額は当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額（当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載するときの当該他の建築物の部分に係る額は101の項の規定により算出した額）とし、共同住宅の申請のときの手数料の額は誘導仕様基準以外によるときに限り住戸部分の額に共用部分の額</p>
------------	-----	---

認定の申請に対する審査	手数料	<p>の建築物について48の3の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに33の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）。この場合において、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されているときの手数料の額は当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額（当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載するときの当該他の建築物の部分に係る額は101の項の規定により算出した額）とし、共同住宅の申請のときの手数料の額は誘導仕様基準以外によるときに限り住戸部分の額に共用部</p>	字句の改正
-------------	-----	--	-------

			<p>を加算した額（ただし、共用部分が存在しないとき又は共用部分を除くときは、当該共用部分の額は加算しない。）とし、誘導仕様基準によるときに限り共用部分の額を加算しない額とする。</p> <p>(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合 ア及びイ (略)</p> <p>(2) (略)</p>
103	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第41条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	<p>次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額。</p> <p>この場合において、共同住宅の申請のときの手数料の額は、性能基準又はフロア入力法によるときに限り住戸部分の額に共用部分の額を加算した額（ただし、共用部分が存在しないとき又は共用部分を除くときは、当該共用部分の額は加算しない。）とし、仕様基準又は誘導仕様基準によるときに限り共用部分の額を加算しない額とする。</p> <p>(1) 申請に併せて建築物</p>

			<p>分の額を加算した額（ただし、共用部分が存在しないとき又は共用部分を除くときは、当該共用部分の額は加算しない。）とし、誘導仕様基準によるときに限り共用部分の額を加算しない額とする。</p> <p>(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合 ア及びイ （略）</p> <p>(2) （略）</p>	字句の改正
103	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第41条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	<p>次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額。</p> <p>この場合において、共同住宅の申請のときの手数料の額は、性能基準又はフロア入力法によるときに限り住戸部分の額に共用部分の額を加算した額（ただし、共用部分が存在しないとき又は共用部分を除くときは、当該共用部分の額は加算しない。）とし、仕様基準又は誘導仕様基準によるときに限り共用部分の額を加算しない額とする。</p> <p>(1) 申請に併せて建築物</p>	字句の改正 字句の改正

			<p><u>のエネルギー消費性能</u> <u>の向上に関する法律第</u> <u>2条第1項第3号の建</u> <u>築物エネルギー消費性</u> <u>能基準に適合している</u> <u>ことを示す書類として</u> <u>市長が定めるものが提</u> <u>出された場合</u> <u>ア及びイ (略)</u> <u>(2) (略)</u></p>
104	<u>建築物のエネル</u> <u>ギー消費性能の</u> <u>向上に関する法</u> <u>律施行規則</u> （平 成28年国土交通 省令第5号）第 11条の規定に基 づく建築物エネ ルギー消費性能 確保計画の変更 が軽微な変更に 該当しているこ との証明	建築物 エネルギー消 費性能 確保計 画の変 更が軽 微な変 更に該 当して いるこ との証 明手数 料	<p>次の(1)及び(2)に掲げる区分 に応じて、次に掲げる額。 この場合において、建築物 <u>のエネルギー消費性能の向</u> <u>上に関する法律施行令第4</u> 条第1項に規定する内部に 間仕切壁又は戸を有しない 階又はその一部であって、 その床面積に対する常時外 気に開放された開口部の面 積の合計の割合が20分の1 以上であるものに該当する 部分を有するときの手数料 の額は当該部分を含む非住 宅部分の床面積の合計によ り算定した額とし、特定建 築行為に該当する増築又は 改築を行うときの手数料の 額は当該増築又は改築に係 る部分の床面積に応じて算 出した額とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>
105及び106 (略)			

			<p><u>のエネルギー消費性能</u> <u>の向上等に関する法律</u> 第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合 ア及びイ (略) (2) (略)</p>	
104	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料</p>	<p>次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額。この場合において、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令</u>第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有するときの手数料の額は当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算定した額とし、特定建築行為に該当する増築又は改築を行うときの手数料の額は当該増築又は改築に係る部分の床面積に応じて算出した額とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
105及び106 (略)				

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表12の項及び15の項の改正は、同年9月1日から施行する。

(提案理由)

令和6年8月31日の証明書自動交付機の廃止に伴い、所要の改正をするとともに、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和5年政令第280号）の施行による建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の改正を踏まえ、新たに手数料を設けるほか、所要の改正をするものである。